

災害事例
と
その対策
No.2

フォークリフトをリフト中、前のめりに転倒、 積荷の下敷きになる

1. 事業の種類 金属加工・リース業
2. 労働者数 12名
3. 被災者 補修整備係 男性56歳 経験6年
4. 傷病名 胸部外傷窒息（死亡）
5. 災害発生状況
 - (1) 当日朝礼で課長から作業員A・Bに単管パイプ（鋼製）を整理し、フォークリフトでストックヤードへ集積するように指示があった。
 - (2) A・Bは、加工場で単管パイプを整理加工し、長さをそろえて50本ずつ帯鉄で結束し、そのあと100m離れたストックヤードへフォークリフトを運転（A・Bとも技能講習修了者）して運ぶこととした。ストックヤードはサイズ別に保管していた。
 - (3) 午後4時30分頃からフォークリフトを交替で運転し、単管束の運搬を始めた。
 - (4) 午後5時30分頃、Aはフォークリフトに単管4束を水平に並べて載せ、フォークを少しリフトし、マストを後方にティルトして走行を始めた。フォークには5mもの3束とその先端に6mもの1束（総重量2,866kg）を載せていた。
 - (5) 運んだ単管束のうち6mものは既に5段（高さ2.1m）迄積んでありその上に、更に1束載せることとした。Aがフォークリフトをリフト地点まで走行させた時、Bは地上からその5段の上のリン木を、フォークリフトとの間に立って手直しをしていた。AはBが気づいていると思い、退避するのを確認せずにリフトさせた。殆ど所定の高さまでリフトしたとき、フォークリフトが前のめりに転倒しはじめ、フォークに載せていた単管束がBの背中に落下、その下敷きとなり死亡した。
6. フォークリフト等について
 - (1) マストの長さ4.0m
フォークの長さ2.2m
最大荷重2.7t
特定自主検査実施済み
作業前点検実施済み
 - (2) フォークリフトをリフトした地点の勾配
前下り2度
 - (3) 服装作業着、運動靴、保護帽着用
7. 原因
 - (1) フォークに単管束を4束一列に並べた状態であったため、荷重中心が先側に移動し、フォークリフトの許容荷重（2t）を越えて作業することになった。
 - (2) フォークリフトをリフトさせた位置が同僚作業者の背後であるにもかかわらず退避させなかったこと。
 - (3) リフトした地点の勾配が前下り2度であり、フォークリフトの安定にマイナスになったこ

と。

8. 対 策

- (1) 許容荷重を越えて作業しないこと。
- (2) フォークリフトで作業を行うときはあらかじめ作業計画を立て、それに基づいて作業指揮者に作業を指揮させること。
- (3) フォークリフトの運転を行うものに対して、安全（能力向上）教育を徹底させること。

（関係法令）

＝労働安全衛生法＝

- ・ 第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

＝労働安全衛生規則＝

- ・ 第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画（整理・整頓を含む）を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない

- ・ 第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、その作業の指揮者を定め前項の作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならない。

- ・ 第151条の20（使用の制限）

フォークリフトの許容荷重（フォーク等に積載する荷の重心位置に応じ負荷させることが出来る最大の荷重）その他の能力を超えて使用してはならない。

＊当該フォークリフトの最大荷重は2.7tであるが、積載していた鋼管がフォークをリフトしたため（前下り2度のため）許容荷重を超えてしまった。

※その他の能力とは、安定度等をいうものであること。

災害発生状況図

